

土庄町移住定住促進賃貸住宅家賃等補助金概要

～小豆郡外から移住した皆さまへ～

家賃などの賃貸住宅に係る費用の一部を補助します

土庄町では、移住・定住促進及び少子化対策として、小豆郡外から定住する意思を持って町内の民間賃貸住宅に入居された若年世帯または子育て世帯に家賃及び賃貸住宅契約時に係る初期費用の補助を行っています。

補助内容

賃貸住宅家賃補助

- 1か月当たりの家賃(管理費、共益費、駐車場料金等は除く)から、事業所等から支給される住宅手当を除いた実質家賃額の2分の1に相当する額で月額上限20,000円を補助
(1,000円未満の端数は切り捨て)
- 転入した日の属する月の翌月から起算して24か月目までの家賃が対象。



賃貸住宅初期費用(一時金)補助

- 礼金・不動産取引手数料(仲介手数料)・家賃支払保証料から事業所等から支給される手当を除いた額の2分の1に相当する額で上限60,000円を1回に限り補助
(1,000円未満の端数は切り捨て)

補助金計算の具体例

◆賃貸住宅家賃補助◆

- 令和3年3月27日に転入(住民登録)
- 賃貸住宅家賃 50,000円/月
(うち共益費 5,000円、駐車場料金 3,000円込)で、勤務先から住宅手当 10,000円が支給される場合

▶補助対象家賃

(1月当たりの家賃ー共益費等ー住宅手当)
=家賃50,000円ー共益費5,000円ー駐車場料金3,000円ー住宅手当10,000円=**32,000円**

▶1月あたりの補助金額 (補助対象家賃×1/2)
=32,000円×1/2=**16,000円**

▶対象となるのは、転入した翌月の令和3年4月中に支払った家賃分から24か月目(令和5年3月分)までの家賃

◆賃貸住宅初期費用(一時金)補助◆

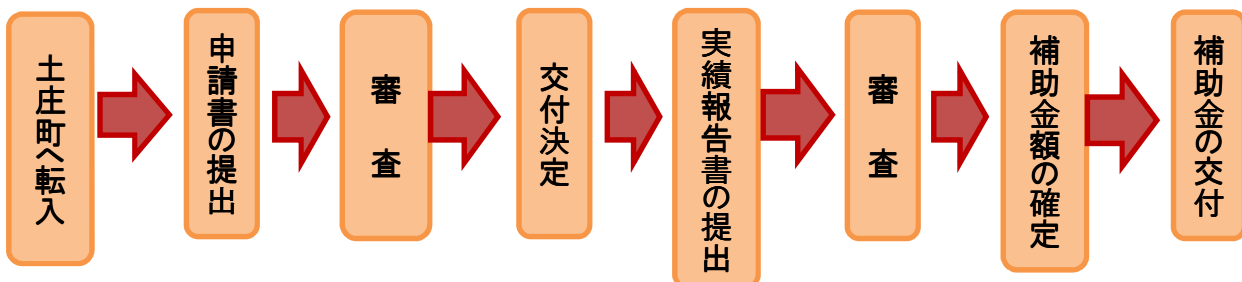
- 礼金50,000円、不動産取引手数料 50,000円、家賃支払保証料25,000円、勤務先からの手当なしの場合

▶補助対象経費

=礼金50,000円+不動産取引手数料
50,000円+家賃支払保証料25,000円
=**125,000円**

▶補助金額(補助対象経費×1/2)
=125,000円×1/2 = 62,500円
=**60,000円(補助上限額)**

補助金の申請の流れ



※賃貸住宅家賃補助については、各年度ごとに申請が必要です。詳しくは『申請必要書類』をご覧ください。

補助対象となる要件

次に掲げる要件をすべて満たす方が対象になります。

チェック欄	対象要件
<input type="checkbox"/>	平成28年3月1日以降に小豆郡外から土庄町内に転入した方
<input type="checkbox"/>	土庄町への転入前、3年以上小豆郡外に居住していた方
<input type="checkbox"/>	土庄町に定住する意思がある方
<input type="checkbox"/>	土庄町に住民登録をした時点の年齢が満50歳未満である方、または住民票の登録年度末時点において18歳以下の方を扶養し、かつ、同居している方
<input type="checkbox"/>	本人が契約者となって、賃貸借契約により民間賃貸住宅を賃借している方
<input type="checkbox"/>	世帯構成員が県税並びに町税、保育料及びその他町に納付すべき金銭を滞納していない方
<input type="checkbox"/>	生活保護法に規定する保護の適用、その他の公的家賃補助を受けていない方
<input type="checkbox"/>	日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有している方
<input type="checkbox"/>	本人が属する世帯の構成員に暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員がいない方
<input type="checkbox"/>	世帯構成員が、土庄町東京圏Uターン移住支援事業補助金の交付を受けていない方
<input type="checkbox"/>	移住者を含む世帯員全員が、土庄町結婚新生活支援事業補助金の交付を受けていないこと。ただし、当該補助金の交付の対象となった経費が本補助金の交付の対象となる経費と重複しない場合を除く。
<input type="checkbox"/>	世帯構成員が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない方

そのほか補助対象とならない方

①の要件をすべて満たす方であっても、次掲げる項目にひとつでも当てはまる方は対象になりません。

チェック欄	項目
<input type="checkbox"/>	町営住宅など公的賃貸住宅に居住している方
<input type="checkbox"/>	勤務する事業所等の社宅、社員寮、その他給与住宅に居住している方
<input type="checkbox"/>	3親等内の親族が所有または経営する住宅に居住している方
<input type="checkbox"/>	勤務する事業所等の人事異動や就学等による転入で、町内に定住しないことが明らかである方

【お問い合わせ・申請受付】

土庄町役場 企画財政課

電話 0879-62-7014

〒761-4192 香川県小豆郡土庄町淵崎甲1400-2